

II. 経営方針

1. 経営の基本方針

当社は経営理念として以下を定めております。

お客様に、より一層価値あるサービスを提供し、お客様と共に発展する。

事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る。

勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

こうした経営理念の下、当社は、グループ収益力の向上と財務体質の強化を図り、企業価値の向上を実現していくことを経営の基本方針としております。

2. 利益配分に関する基本方針

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、健全経営確保の観点から、当社グループ全体の内部留保の充実に留意しつつ、グローバルスタンダードに基づく株主重視の考え方に則った利益配分を行う方針であります。

3. 目標とする経営指標

自己資本比率（BIS基準ベース）10%以上を維持しつつ、当面は、公的資金の早期返済に向けて、収益力の強化を通じた剰余金の積上げを図ります。

4. 中長期的な経営戦略

当社は、「バランスシートのクリーンアップ」と「収益力の強化」を通じ、財務基盤の強化を図るとともに、着実に当期利益を計上し、剰余金の積上げを図ってまいります。まず、バランスシートのクリーンアップとして、三井住友銀行は、平成15年度・16年度の2年間を不良債権の「集中処理期間」と位置付け、平成16年度末までに不良債権比率を半減することを目標に取り組みを強化、昨年度は、2.4兆円を超える大幅な削減を行いました。この結果、平成16年3月末の不良債権残高（金融再生法開示債権残高）は、当初の残高目標である3.9兆円を1兆円以上下回り、約2.8兆円となりました。また、保有株式については、株価変動リスク削減のため、Tier1（自己資本の基本的項目）の50%程度を目標に、着実に残高圧縮を進めております。昨年度は、約9,300億円の保有株式売却を実施致しました。

また、収益力の強化として、お客様のニーズに対して、グループ総合力に基づく質の高いサービスを提供することによるビジネスボリュームの拡大、リスク・リターンの向上、収益性の高い分野への経営資源の傾斜配分等を通じた資本効率の向上、ローコストオペレーションの徹底によるコスト競争力の強化、の3点に取り組んでおります。この成果として、三井住友銀行は、平成13年4月の合併以降、3年連続で業務純益1兆円を達成致しました。

5. 対処すべき課題

当社は、引き続き「バランスシートのクリーンアップ」と「収益力の強化」の二点を経営課題として注力してまいります。

第一に、当社は今年度をバランスシートのクリーンアップの総仕上げの年と位置付け、不良債権の削減と保有株式の圧縮に努めてまいります。不良債権につきましては、引き続き積極的なオフバランス化を図るとともに、企業再生・劣化防止の取り組みを強化し、今年度末までの不良債権比率半減の確実な達成に向け、一層の削減に取り組んでまいります。また、保有株式につきましては、平成18年9月末より適用される株式保有制限の水準を既にクリアしてお

りますが、今年度も更なる残高圧縮を図ってまいります。

第二に、当社は、三井住友銀行、三井住友カード、三井住友銀リース、日本総合研究所、大和証券エスエムビーシー、大和住銀投信投資顧問等、強力な事業基盤を有するグループ各社を擁しておりますが、各社のビジネスを一層強化するとともに、相互の連携を一段と進めることでグループ全体の収益力を強化してまいります。具体的には、三井住友銀行の法人ビジネスにおける、ビジネスセレクトローン・Nファンド等の中堅・中小企業向けリスクテイク型貸金、個人ビジネスにおける、投資信託・個人年金保険・住宅ローン販売等のコンサルティングビジネスといった、既に高い競争優位性を持つビジネスを、機能特化型の軽量チャネルや SMBC コンサルティングプラザの拡充等を通じ、一層強化してまいります。加えて、シンジケーションをはじめとする市場型間接金融、大和証券エスエムビーシーとの協働を含めた投資銀行業務、三井住友カード等グループ各社との連携によるコンシューマー・ファイナンスの強化等を通じ、収益力増強に努めてまいります。

当社は、こうした取り組みの着実な成果をお示しすることにより、当社に対する市場の総合的評価を向上させてまいりたいと考えております。

なお、当社及び当社グループの経営成績又は財政状態に影響を及ぼす可能性のある事業その他に関するリスクには、主に次のようなものがあります。当社は、これらリスク発生の可能性を認識したうえで、発生を回避するための施策を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努める所存であります。

- 不良債権残高及び与信関係費用が増加するリスク
- 保有株式に係るリスク
- トレーディング業務、保有債券等に係るリスク
- 為替リスク
- 自己資本比率が悪化するリスク
- 当社グループに対する外部格付が低下するリスク
- 当社グループのビジネス戦略が奏功しないリスク
- 各種の規制及び制度等（法律、政策及び会計制度等）の変更に伴うリスク

（注）上記の事項は、決算発表日現在において認識しているものであります。

6. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社およびグループ各社では、コーポレートガバナンスの強化・充実に経営上の最優先課題のひとつと位置付けており、「経営理念」「ビジネス・エシックス」の遵守を通じて、健全経営の堅持、株主価値の永続的な向上、社会の健全な発展への貢献等の実現に努めております。

< 経営理念 >

お客様に、より一層価値あるサービスを提供し、お客様と共に発展する。
事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る。
勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

< ビジネス・エシックス >

お客様本位の徹底

私たちは、お客様に支持される企業集団を目指します。そのために、常にお客様のニーズに合致するサービスが何かを考え、最良のサービスを提供することにより、お客様の満足と信頼を獲得します。

健全経営の堅持

私たちは、自己責任原則に基づき、公正、透明かつ健全な経営を堅持する企業集団を目指します。そのために、株主、お客様、社会等のステークホルダーとの健全な関係を維持しつつ、効率性と長期的視点に立った業務運営、適時かつ正確な情報開示を通じ、持続的な成長と健全な財務体質を堅持します。

社会発展への貢献

私たちは、社会の健全な発展に貢献する企業集団を目指します。そのために、企業の公共的使命と社会的責任を自覚し、広く内外経済・産業の安定的な発展に貢献する業務運営に努めると共に、「良き企業市民」として社会貢献に努めます。

自由闊達な企業風土

私たちは、役職員が誇りを持ちいきいきと働ける企業集団を目指します。そのために、人間性を尊重すると共に、高い専門性を持つ人材を育成し、もって、自由闊達な企業風土を醸成します。

コンプライアンス

私たちは、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指します。そのために、私たちは、業務の遂行において常に、私たちのビジネス・エシックスを意識すると共に、監査や検査の指摘に対する速やかな行動を確保し、もって、法令諸規則や社会の良識に則した企業集団を確立します。

会社の機関・内部統制システム

(役員の状況)

当社では監査役制度を採用しています。
役員は取締役 8 名、監査役 5 名の体制となっておりますが、このうち取締役 2 名、監査役 3 名は社外からの選任であります。
社外取締役には、当社の業務執行の適法性確保の観点から、専門家（公認会計士・弁護士）を選任しております。

(取締役会の運営)

取締役会は原則として月 1 回開催されていますが、取締役会の議長には取締役会長が就任、業務全般を統括する取締役社長との分離を図っております。

また、取締役会の機能を補完するため、取締役会の内部には「リスク管理委員会」「報酬委員会」および「人事委員会」という3つの委員会を設けていますが、社外取締役はすべての内部委員会の委員（報酬委員会は社外取締役が委員長）に就任しており、業務執行から離れた客観的な審議が行われる体制を構築しております。

リスク管理委員会

グループ全体のリスク管理およびコンプライアンスに関する次の事項等を審議します。

1. リスク管理の方針および体制に関する事項
2. その他経営に重大な影響を与えうる異例な事項

報酬委員会

当社および三井住友銀行の取締役および執行役員に関する次の事項等を審議します。

1. 報酬および賞与に関する事項
2. その他報酬に関する重要事項

人事委員会

当社および三井住友銀行の取締役に関する次の事項等を審議します。

1. 取締役候補者の選定に関する事項
2. 役付取締役の選任および代表取締役の選任に関する事項
3. その他取締役の人事に関する重要事項

(監査役の活動)

監査役は、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し取締役等から営業の報告を聞くとともに、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部署や子会社、会計監査人からの報告聴取等を通じて、当社・子会社の業務執行状況の監査を実施しております。

(業務執行)

取締役会の下に、グループ全体の業務執行および経営管理に関する最高意思決定機関として「グループ経営会議」を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項等について、グループ経営会議を構成する役員間での協議を行ったうえで取締役社長がその採否を決定しています。また、グループ各社の業務計画に関する事項については、「グループ戦略会議」を設け、当社およびグループ各社の経営レベルで意見交換・協議・報告を行っております。グループ各社の業務執行状況については、当社のグループ事業部担当役員がグループ各社の非常勤取締役に就任、社外取締役として監督を行っております。

(内部監査)

当社では、取締役会が株主利益の観点から業務執行を監督しているのとは別に、業務執行体制内においても自ら客観的な内部監査を実施すべく、監査部を設置しています。監査部は、当社グループの業務運営や資産の健全性の確保を目的に、内部監査を実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証しています。また、グループ各社の内部監査機能を統括し、定例的に実施するグループ各社の内部監査実施状況のモニタリングを通じ、各社の内部管理体制の検証を行っております。これらの結果については、グループ経営

会議、取締役会に対して定例的に報告を行うとともに、これらを踏まえ、監査対象拠点や関連部署・グループ各社の内部監査部署に対する提言・指導を行っています。

(コンプライアンス)

当社では、グループ全体の健全かつ適切な業務運営を確保する観点から、次のようなコンプライアンス体制を整備、その充実を図っております。

取締役会・グループ経営会議

取締役会・グループ経営会議では、コンプライアンスに関する重要な事項の決定を行うとともに、関連施策の進捗を把握し、必要に応じて、適宜指示を行っています。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス担当役員、関連部長のほか、諮問委員として外部有識者が参加する「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス強化等に関する事項を審議しております。

